

厚岸町消費生活相談窓口からのお知らせ

●問い合わせ／商工雇用係

誰もが巻き込まれる可能性がある消費者問題、あなたはひとつだと思いませんか？

厚岸町消費生活相談窓口から、消費者問題についてお届けします。

令和5年度(令和6年1月4日時点)に町内で発生した消費者問題に関する厚岸町消費生活相談窓口への相談件数は7件、情報提供数は4件、釧路市消費生活センターへの相談件数は5件ありました。

金融機関の職員を名乗る者からの不審電話に注意！

令和5年12月26日(火)午後6時頃、金融機関の職員を名乗る者から「詐欺防止のために住所と居場所を教えてください」との電話があったと情報提供がありました。電話を受けた人は不審に思い、電話を切ったため、幸いこの不審電話での詐欺被害はありませんでした。

❗ 対策のポイント

- ▷不審な電話がきたら、慌てず、自分の情報を教えず、家族や知人、警察に相談しましょう。
- ▷情報を教える前に、相手の連絡先を聞き取り、折り返し電話をかけると伝えることも効果的です。

人気ブランドの女性用衣料品などの販売を称する偽サイトに注意！

InstagramやFacebookなどのSNS上で、商品ブランドのロゴを使用した女性用衣料品などに関する広告が表示され、リンク先のウェブサイトで商品を注文したところ、偽物の商品が届いたなどの相談が各地の消費生活センターなどに数多く寄せられています。

SNS上の広告は、企業の公式アカウントから表示される広告もありますが、偽広告もあります。偽広告には、商品ブランドロゴにあわせて商品を着用したモデルの画像や商品の性能が掲載されており、あたかも正規品を販売しているように表示されています。このほか、安値で販売する旨が表示されています。



❗ 対策のポイント

- ▷広告に見慣れた企業のロゴが使用されていても、すぐに信用しないようにしましょう。
- ▷ウェブサイト上に、特定商取引法上の表示がされていることの確認のうえ、トラブルに備えて注文画面などを画像で保存したり、メモをとることも効果的です。
- ▷SNS上の広告から誘導されたウェブサイトでは、次の点を確認しましょう。



URLやドメインに
違和感はないか



支払い方法が
限定的ではないか



特定商取引法上の表示

※特定商取引法とは、価格や支払い条件などについて、虚偽の説明や故意的に告知しないことなどを禁止する法律



特別に安価であることを
強調する価格表示で
はないか



不自然な日本語表記
などはないか

少しでも不審だと感じたときは、行動する前に、家族や消費生活相談窓口、警察に相談しましょう！

厚岸町消費生活相談窓口 ☎0153-52-3131(平日：8時30分から17時15分まで)

警察専用相談ダイヤル ☎#9110(平日：8時30分から17時15分まで)

消費者ホットライン ☎188(土日・祝日：10時から16時まで)